平成２４年（フ）第６８号
三重県松阪市船江町2661番地５
債務者　中村さち子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北薗　　太
４　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月７日午後３時15分
６　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第５０４号
静岡県浜松市南区三島町730番地
債務者　吉岡　繁明
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月12日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
静岡県浜松市南区三島町730番地
債務者　吉岡典子こと　ヨシオカ　ノリカ　タカキ
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月12日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５０６号
静岡県浜松市東区長鶴町177番地の１　ヴィブレＡ103、前住所静岡県浜松市南区三島町730番地
債務者　吉岡　繁行
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多和田洋二
４　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月12日午後３時
６　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
岐阜市柳津町高桑東３丁目16番地
債務者　石田　豊春
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　幸江
４　破産債権の届出期間　平成25年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年３月15日午前10時
６　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０３３号
神戸市東灘区深江南町２丁目12番19号
債務者　柳　　仁鉉
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本郷　秀夫
４　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月５日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５３６号
兵庫県姫路市書写1746番地６、従前の住所兵庫県姫路市書写1746番地１
債務者　宗利維久子
１　決定年月日時　平成24年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　志保
４　破産債権の届出期間　平成25年１月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時50分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１４２号
広島市安芸区上瀬野町267番地16
債務者　若林　典雅
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸岡　道秀
４　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８７号
宮城県石巻市桃生町倉埣字新谷地66番地
債務者　佐々木嘉志
１　決定年月日時　平成24年12月11日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小川　真儀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４８５号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目６番３号山元マンション102号
債務者　田中　聡子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒沢佐和美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月12日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２００号
群馬県太田市新井町82番地１　スターマンションＩＩＣ―７号
債務者　内田　澄男
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙木　祥充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５３８号
新潟市東区もえぎ野３丁目11番20号、前住所新潟市中央区鏡が岡１番１号
債務者　山本　典子
１　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６９号
秋田県横手市十文字町腕越字佐吉開20番地25
債務者　小原美喜子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６７２号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町８番21号
債務者　石田　英子
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６７７号
埼玉県草加市青柳６丁目22番７―402号
債務者　加藤　久和
１　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係